

**豊島処分地維持管理等事業  
周辺環境モニタリングマニュアル**



## 1. 主旨

本マニュアルは、豊島処分地維持管理等事業の期間中に実施するモニタリングについて、その項目、頻度等を定めたものである。

### (1) 概要

- ・周辺環境モニタリングの調査機関は表1-1、調査地点は図1-1に示すとおりとする。なお、具体的な計測項目、頻度については年度ごとに第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で決定する。
- ・調査としては、県環境保健研究センター等において分析を実施するものとする。
- ・調査方法は表2-1～表2-2に示すとおりとする。
- ・本マニュアルに定めるモニタリング項目等は、関係法令の改正等にあわせ、必要に応じて適宜見直すものとする。

### (2) 評価方法

- ・結果については、これまでに実施した周辺環境モニタリング結果等と比較するとともに、管理基準及び関係環境法令等の基準（表3-1及び表3-2）を満たしているかどうか確認する。

表1-1 周辺環境モニタリング地点等

区分	計測地点		調査機関		
	対象地点	地点数	採取	分析	
水質 汚濁	海域／ 水質	周辺地先海域 ・北海岸（S t - 4、S t - 8） ・西海岸（S t - 3）	3 地点	循環型社会推 進課、県環境 保健研究セン ター	県環境保健研 究センター
		海岸感潮域 ・北海岸（S t - B、S t - E） ・西海岸（S t - A）	3 地点		
	海域／ 底質	周辺地先海域 ・北海岸（S t - 4） ・西海岸（S t - 3）	2 地点		
		海岸感潮域 ・北海岸（S t - B、S t - E） ・西海岸（S t - A）	3 地点		

## 2. 調査方法について

水質、底質、生態系の調査方法は表 2-1 及び表 2-2 に示すとおりとする。

表 2-1 水質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法		
(一般項目)		(検体採取方法) 環境庁「水質調査方法」に定める方法。	25	1, 1, 1-トリクロロエタン	(分析方法) 原則として、環境庁告示第 59 号 (昭和 46 年) の別表 1 及び 2 に定める方法		
1	pH		26	1, 1, 2-トリクロロエタン			
2	COD		27	1, 3-ジクロロプロペン			
3	DO		28	ベンゼン			
4	油分		29	チウラム			
5	大腸菌数		30	シマジン			
6	全窒素		31	チオベンカルブ			
7	全リン		32	セレン			
8	亜鉛		33	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素			
(健康項目)			(分析方法) 原則として、環境庁告示第 59 号 (昭和 46 年) の別表 1 及び 2 に定める方法	34		フッ素	
9	アルキル水銀			35		ホウ素	
10	総水銀			36		有機リン	
11	カドミウム			37		1, 4-ジオキサソ	
12	鉛			(その他項目)			
13	六価クロム			38		銅	
14	ひ素			39		ニッケル	
15	全シアン			40		総マンガン	
16	PCB			41		総クロム	
17	トリクロロエチレン			42		総鉄	
18	テトラクロロエチレン			43		塩素イオン	
19	ジクロロメタン			44		モリブデン	原則として、環境庁課長通達 (平成 5 年環水規第 121 号) の別表に定める方法
20	四塩化炭素			45		アンチモン	
21	1, 2-ジクロロエタン			46		ダイオキシン類	JIS K0312「工業用水、工場排水のダイオキシン類の測定方法」
22	クロロエチレン						
23	1, 1-ジクロロエチレン						
24	1, 2-ジクロロエチレン						

表 2-2 底質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法
	(一般項目)	(検体採取方法) 環境庁「底質調査方法」(昭和 50 年 10 月 20 日環境庁水質保全局局長通知)に定める方法。	13	テトラクロエチレン	(分析方法) 原則として、底質調査方法に定める方法
1	pH		14	有機リン	
2	C O D		(その他項目)		
3	硫化物		15	銅	
4	強熱減量		16	亜鉛	
5	油分		17	ニッケル	
(健康項目)			18	総クロム	
6	総水銀		19	総鉄	
7	カドミウム		20	総マンガン	
8	鉛				
9	ひ素		21	ダイオキシン類	
10	全シアン				
11	P C B				
12	トリクロエチレン				

### 3. 管理基準及び関係環境法令等の基準

表3-1 豊島処分地の水管理における放流時の管理基準

	項目	単位	基準値
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機リン化合物 (パラチオン、メパチオン、メルピトシ及びEPNに限る。)	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	230
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5
	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—
生物学的酸素要求量 (BOD)		mg/L	30
化学的酸素要求量 (COD)		mg/L	30
浮遊物質量 (SS)		mg/L	50
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		mg/L	30
フェノール類含有量		mg/L	5
銅含有量		mg/L	3
亜鉛含有量		mg/L	2
溶解性鉄含有量		mg/L	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10
クロム含有量		mg/L	2
大腸菌群数		個/cm <sup>3</sup>	3000
窒素含有量		mg/L	120
リン含有量	mg/L	16	
その他	ニッケル	mg/L	0.1
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10

注) 基準値等については、関係法令の改正等に合わせ、必要に応じて見直すものとする。

表 3-2 水質汚濁に係る環境基準（海域 A・II 類型）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/ℓ以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/ℓ以上
大腸菌数	300CFU/100ml以下
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと
全窒素	0.3mg/ℓ以下
全磷	0.03mg/ℓ以下

区分	項 目	環 境 基 準
健 康 項 目	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
	全シアン	検出されないこと
	鉛	0.01mg/ℓ以下
	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
	砒素	0.01mg/ℓ以下
	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
	チウラム	0.006mg/ℓ以下
	シマジン	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
	セレン	0.01mg/ℓ以下
	ホウ素	1mg/ℓ以下
	フッ素	0.8mg/ℓ以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

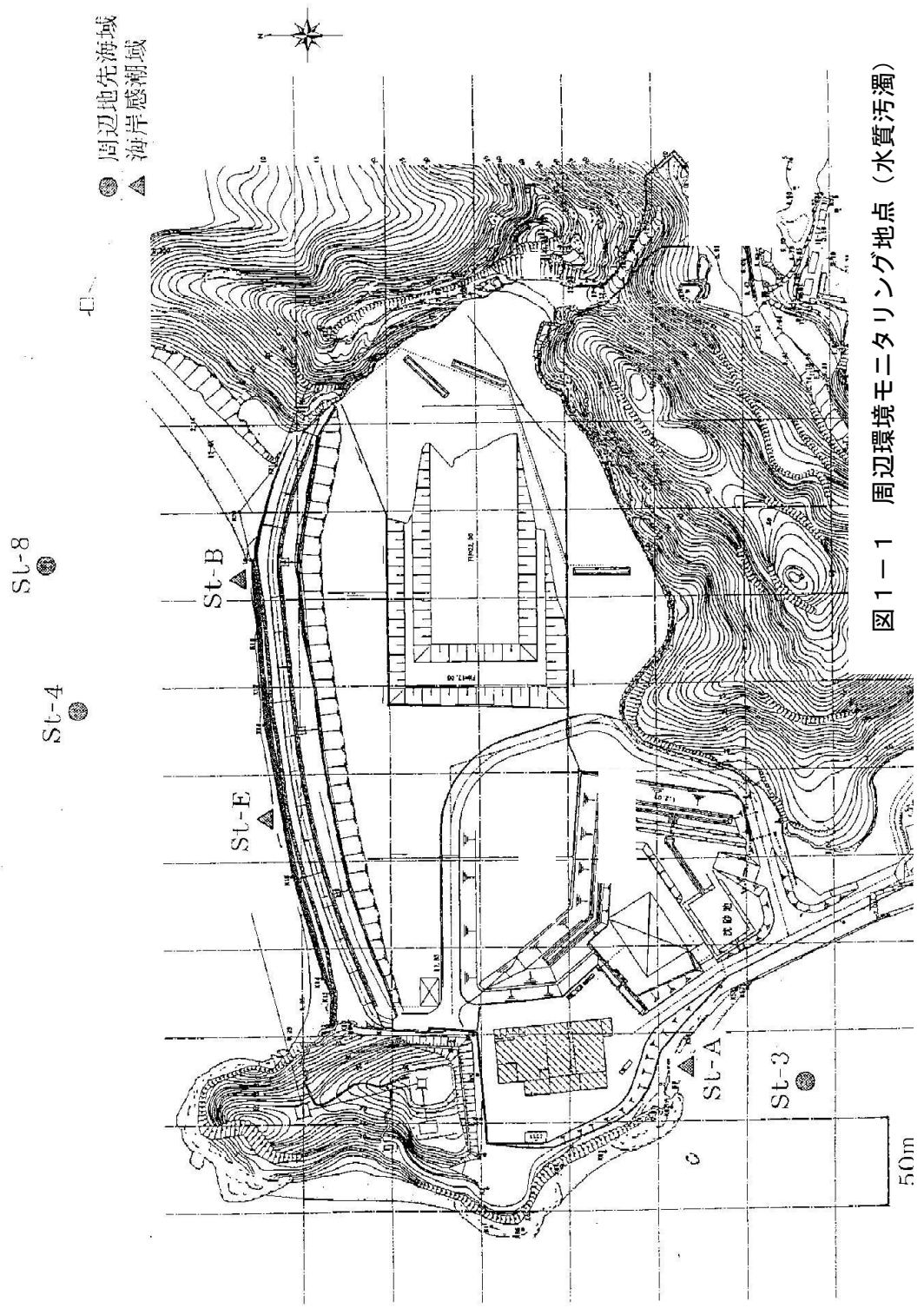


図1-1 周辺環境モニタリング地点（水質汚濁）